

平成30年8月22日

「さぎん遺言代用信託」の取扱開始について ～お客さまの多様化する相続関連ニーズにお応えいたします～

佐賀銀行（頭取 坂井 秀明）は、平成30年10月1日（月）より、みずほ信託銀行株式会社の信託代理店として、合同運用指定金銭信託（遺言代用型）「さぎん遺言代用信託」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

「さぎん遺言代用信託」は、当行がお客さま（委託者兼第一受益者）とみずほ信託銀行の信託契約の締結を媒介し、お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいた交付条件に基づいてご家族等の受取人（第二受益者）に速やかに金銭を交付する商品です。お受取方法は、「一時金受取」と「定時定額受取」の2つの方法があり、組み合わせることも可能です。

「さぎん遺言代用信託」をお申込みいただくと、相続発生時に遺言書等によらず簡便な手続きでご家族等にスムーズに金銭を引渡すことができます。

当行は、今後もお客さまの多様化する相続関連ニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

【さぎん遺言代用信託の特長】

遺 す	<u>ご家族ごとに遺し方を選択いただけます。</u> 一時金受取、定時定額受取の2つのプランの中から、ご家族お一人さまごとに受取方法や受取割合をご指定いただけます。また、2つのプランを組み合わせることも可能です。
便 利	<u>簡単に財産のお引渡しが可能です。</u> 遺言書を作成することなく、お客さまのご資金とニーズに合わせた資産承継を簡単に行うことができます。
安 心	<u>お客さまの資金を信託銀行で管理・保全いたします。</u> お客さまにはみずほ信託銀行と信託契約を締結していただき、ご資金は信託財産として、みずほ信託銀行が管理・保全いたします。

以 上

本件に関するお問合せ先

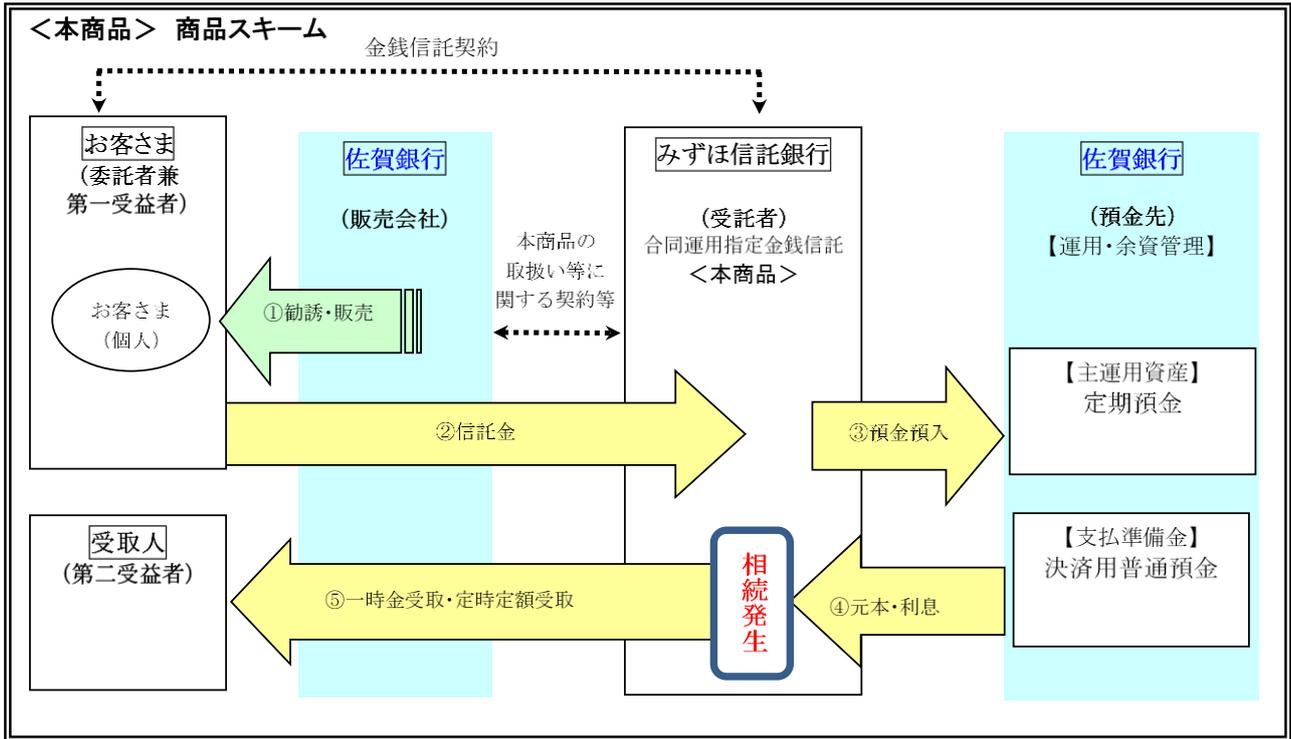
営業統括部（内田）

TEL 0952(25)4584

このまちで、あなたと

 佐賀銀行

【別紙1】商品スキーム



- ①佐賀銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、佐賀銀行のお客さまに「さぎん遺言代用信託」を販売します。
- ②みずほ信託銀行は、お客さまから信託金を受領し、信託を設定します。
- ③みずほ信託銀行は、信託金を主に佐賀銀行の定期預金にて運用します。
- ④設定した信託の決算時に定期預金の利息から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算します。
- ⑤お客さまに相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取ります。（一時金／定時定額）

関係者	本商品における当事者	役割
委託者兼第一受益者	佐賀銀行のお客さま (個人)	本商品購入時には、信託約款に基づき、販売会社を通じて、受託者に金銭を信託します。
受取人 (第二受益者)	佐賀銀行のお客さま (個人)	委託者兼第一受益者が亡くなった時以降、予め指定された方法で信託財産を受取ります。 信託財産の受取口座は委託者兼第一受益者が本商品を購入する時点で作成されている必要があります。
販売会社 (※)	佐賀銀行	本商品の勧誘・販売（信託受益権の募集の取扱い。信託契約の締結の媒介にも該当）、委託者兼第一受益者が亡くなった場合の受託者への連絡等を行います。
預金先		本商品の信託金について、受託者から運用および余資管理のための預金を受け入れます。
受託者	みずほ信託銀行	受託者として、信託約款に基づき、お客さまからお預かりした金銭（信託財産）の運用を行い、管理・処分に関する各種業務を行います。 また、お客さま向けの報告書面の作成等を行います。

※販売会社の取扱店舗：東京支店を除く全支店、全出張所

【別紙2】 「さぎん遺言代用信託」 の概要

商品名	合同運用指定金銭信託（遺言代用型） 「さぎん遺言代用信託」
運用対象	主に佐賀銀行の定期預金
販売対象	個人のお客さま
受取人（第二受益者）	推定相続人から複数（最大4人まで）指定可能
信託期間	5年以上30年以内
申込金額	100万円以上3,000万円以内（1万円単位）
申込受付	毎営業日（信託設定は申込日の翌月25日）
解約	原則中途解約は出来ません。
元本補填等	運用対象は主に佐賀銀行の定期預金ですが、元本補填はなく、預金保険対象外商品です。
受取人（第二受益者）への支払方法	<p>信託設定時、お客さまに第二受益者の受取方法、受取期間、受取割合を指定していただきます。</p> <p>①一時金受取</p> <p>②定時定額受取：年1回または、年2回で1～10年以内でお受取りいただけます。</p> <p>※①と②を組み合わせることも可能です。</p> <p>※支払口座は当行本支店口座を指定していただきます。未保有の場合は口座開設が必要です。</p>
手数料	<p>○直接的にお支払いいただく費用</p> <p>【申込手数料】お申込金額×1%（税別）</p> <p>【解約手数料】ございません。</p> <p>○間接的ににお支払いいただく費用</p> <p>【信託報酬】原則として計算期日（毎年11月10日）に信託の利益の範囲内でいただきます。</p>
取扱店	全店（東京支店除く）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、投資者保護基金の対象ではありません。 ・本商品はクーリングオフの対象外商品となります。 ・お申込みに際しては、「契約締結前交付書面兼契約締結時交付書面」等をよくご確認いただき、お客さまご自身でご判断ください。

◆ご資金を遺す方法を、以下の2つから選ぶことができます。

一時金受取	<p>ご家族がすぐにご資金を受け取ることができます。</p> <p>☆こんな方におすすめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご自身の葬儀費用やご家族の納税資金をあらかじめご準備されたい方 ・ご自身の方が一に備え、ご家族の当面の生活資金をご用意されたい方
定時定額受取	<p>ご家族が一定期間、定期的にご資金を受け取ることができます。</p> <p>☆こんな方におすすめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者さまのための安定的な生活資金をご用意されたい方 ・お子さまの将来を長く支えていきたい方